

# 歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和7年9月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和7年8月29日・厚生労働省告示第233号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和7年8月29日・保医発0829第2号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和7年9月適用）。なお、歯科用貴金属材料の価格改定以外の見直しについては、本追補3頁目以降に掲載しています。

## I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →540頁

| 品名  | 単位  | 6年6月                | 6年12月                | 7年6月                 |
|---|-----|---------------------|----------------------|----------------------|
|   |     | から                  | から                   | から                   |
|   |     | [6年9月               | [7年3月                | 7年9月                 |
|   |     | から]                 | から]                  | から]                  |
| 001 削除                                      |     |                     |                      |                      |
| 002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）         | 1 g | 9,232円<br>[10,300円] | 10,390円<br>[11,136円] | 11,763円<br>[12,587円] |
| 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）            | 1 g | 7,923円<br>[8,991円]  | 9,081円<br>[9,827円]   | 10,454円<br>[11,278円] |
| 004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）              | 1 g | 8,018円<br>[9,086円]  | 9,176円<br>[9,922円]   | 10,549円<br>[11,373円] |
| 005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）              | 1 g | 8,007円<br>[9,075円]  | 9,165円<br>[9,911円]   | 10,538円<br>[11,362円] |
| 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）        | 1 g | 2,760円<br>[3,045円]  | 3,010円<br>[3,230円]   | 3,299円<br>[3,445円]   |
| 007 削除                                      |     |                     |                      |                      |
| 008 削除                                      |     |                     |                      |                      |
| 009 削除                                      |     |                     |                      |                      |
| 010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）        | 1 g | 4,237円<br>[4,560円]  | 4,543円<br>[4,785円]   | 4,901円<br>[5,095円]   |
| 011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品） | 1 g | 159円<br>[179円]      | 177円<br>[185円]       | 187円<br>同上           |
| 012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品） | 1 g | 184円<br>[204円]      | 202円<br>[210円]       | 212円<br>同上           |
| 013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）                       | 1 g | 233円<br>[245円]      | 244円<br>[249円]       | 250円<br>同上           |
| 014 削除                                      |     |                     |                      |                      |
| 015 削除                                      |     |                     |                      |                      |

## II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

| 材 料 料                            | 6年6月     | 6年12月    | 7年6月   | 材 料 料      | 6年6月   | 6年12月  | 7年6月 |
|----------------------------------|----------|----------|--------|------------|--------|--------|------|
|                                  | から       | から       | から     |            | から     | から     | から   |
|                                  | [6年9月    | [7年3月    | 7年9月   |            | [6年9月  | [7年3月  | 7年9月 |
|                                  | 月から]     | 月から]     | から]    |            | 月から]   | 月から]   | から]  |
| <b>M002 支台築造(1歯につき) → 396頁</b>   |          |          |        | (2) 小臼歯・前歯 |        |        |      |
| [1の(1)のみ抜粋]                      |          |          |        | イ インレー     |        |        |      |
| 1 間接法                            |          |          |        | a 単純なもの    | 226点   | 246点   | 270点 |
| (1) メタルコアを用いた場合                  |          |          |        |            | [249点] | [264点] | 282点 |
| イ 大白歯                            | 84点      | 94点      | 99点    | b 複雑なもの    | 449点   | 490点   | 537点 |
|                                  | [95点]    | [98点]    | 同上     |            | [495点] | [526点] | 561点 |
| ロ 小臼歯・前歯                         | 52点      | 58点      | 62点    | ロ 4分の3冠    | 555点   | 605点   | 663点 |
|                                  | [59点]    | [61点]    | 同上     |            | [612点] | [649点] | 692点 |
| <b>M010 金属歯冠修復(1個につき) → 406頁</b> |          |          |        | ハ 5分の4冠    | 555点   | 605点   | 663点 |
| 1 14カラット金合金                      |          |          |        |            | [612点] | [649点] | 692点 |
| (1) インレー                         |          |          |        | ニ 全部金属冠    | 696点   | 759点   | 831点 |
| 複雑なもの                            | 1,479点   | 1,664点   | 1,884点 |            | [767点] | [814点] | 868点 |
|                                  | [1,650点] | [1,784点] | 2,016点 | 3 銀合金      |        |        |      |
| (2) 4分の3冠                        | 1,848点   | 2,080点   | 2,355点 | (1) 大白歯    |        |        |      |
|                                  | [2,062点] | [2,229点] | 2,520点 | イ インレー     |        |        |      |
| 2 金銀パラジウム合金（金12%以上）              |          |          |        | a 単純なもの    | 23点    | 同左下    | 同左下  |
| (1) 大白歯                          |          |          |        |            | [25点]  | [26点]  | 同上   |
| イ インレー                           |          |          |        | b 複雑なもの    | 40点    | 同左下    | 46点  |
| a 単純なもの                          | 332点     | 362点     | 397点   |            | [44点]  | [45点]  | 同上   |
|                                  | [366点]   | [388点]   | 414点   | ロ 5分の4冠    | 51点    | 同左下    | 同左下  |
| b 複雑なもの                          | 614点     | 669点     | 733点   |            | [57点]  | [59点]  | 同上   |
|                                  | [677点]   | [718点]   | 766点   | ハ 全部金属冠    | 63点    | 69点    | 73点  |
| ロ 5分の4冠                          | 772点     | 842点     | 923点   |            | [70点]  | [72点]  | 同上   |
|                                  | [852点]   | [903点]   | 964点   |            |        |        |      |
| ハ 全部金属冠                          | 972点     | 1,060点   | 1,161点 |            |        |        |      |
|                                  | [1,072点] | [1,137点] | 1,213点 |            |        |        |      |

※次頁に続く

| 材 料 料                             | 6年6月               | 6年12月              | 7年6月             |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|------------------|
|                                   | から                 | から                 | から               |
|                                   | [6年9               | [7年3               | 7年9月             |
|                                   | 月から]               | 月から]               | から]              |
| <b>(2) 小臼歯・前歯・乳歯</b>              |                    |                    |                  |
| イ インレー                            |                    |                    |                  |
| a 単純なもの                           | 14点<br>[16点]       | 同左下<br>[同上]        | 17点<br>同上        |
| b 複雑なもの                           | 30点<br>[33点]       | 32点<br>[34点]       | 同左下<br>同上        |
| ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)                   | 36点<br>[40点]       | 同左下<br>[41点]       | 42点<br>同上        |
| ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)                   | 36点<br>[40点]       | 同左下<br>[41点]       | 42点<br>同上        |
| ニ 全部金属冠                           | 46点<br>[51点]       | 同左下<br>[53点]       | 同左下<br>同上        |
| <b>M010-3 接着冠(1歯につき) →409頁</b>    |                    |                    |                  |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)               |                    |                    |                  |
| (1) 前歯                            | 555点<br>[612点]     | 605点<br>[649点]     | 663点<br>692点     |
| (2) 小臼歯                           | 555点<br>[612点]     | 605点<br>[649点]     | 663点<br>692点     |
| (3) 大臼歯                           | 772点<br>[852点]     | 842点<br>[903点]     | 923点<br>964点     |
| 2 銀合金                             |                    |                    |                  |
| (1) 前歯                            | 36点<br>[40点]       | 同左下<br>[41点]       | 42点<br>同上        |
| (2) 小臼歯                           | 36点<br>[40点]       | 同左下<br>[41点]       | 42点<br>同上        |
| (3) 大臼歯                           | 51点<br>[57点]       | 同左下<br>[59点]       | 同左下<br>同上        |
| <b>M010-4 根面被覆(1歯につき) →409頁</b>   |                    |                    |                  |
| [1のみ抜粋]                           |                    |                    |                  |
| 1 根面板によるもの                        |                    |                    |                  |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)             |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯                             | 332点<br>[366点]     | 362点<br>[388点]     | 397点<br>414点     |
| ロ 小臼歯・前歯                          | 226点<br>[249点]     | 246点<br>[264点]     | 270点<br>282点     |
| (2) 銀合金                           |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯                             | 23点<br>[25点]       | 同左下<br>[26点]       | 同左下<br>同上        |
| ロ 小臼歯・前歯                          | 14点<br>[16点]       | 同左下<br>[同上]        | 17点<br>同上        |
| <b>M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →410頁</b> |                    |                    |                  |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合         |                    |                    |                  |
|                                   | 866点<br>[956点]     | 945点<br>[1,014点]   | 1,035点<br>1,081点 |
| 2 銀合金を用いた場合                       |                    |                    |                  |
|                                   | 102点<br>[113点]     | 112点<br>[117点]     | 118点<br>同上       |
| <b>M017 ポンティック(1歯につき) →417頁</b>   |                    |                    |                  |
| 1 铸造ポンティック                        |                    |                    |                  |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)             |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯                             | 1,118点<br>[1,234点] | 1,220点<br>[1,309点] | 1,337点<br>1,396点 |
| ロ 小臼歯                             | 842点<br>[929点]     | 919点<br>[986点]     | 1,007点<br>1,051点 |
| (2) 銀合金                           |                    |                    |                  |
| 大臼歯・小臼歯                           | 51点<br>[56点]       | 55点<br>[57点]       | 58点<br>同上        |
| 2 レジン前装金属ポンティック                   |                    |                    |                  |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合       |                    |                    |                  |
| イ 前歯                              | 672点<br>[741点]     | 733点<br>[787点]     | 803点<br>839点     |
| ロ 小臼歯                             | 842点<br>[929点]     | 919点<br>[986点]     | 1,007点<br>1,051点 |
| ハ 大臼歯                             | 1,118点<br>[1,234点] | 1,220点<br>[1,309点] | 1,337点<br>1,396点 |
| (2) 銀合金を用いた場合                     |                    |                    |                  |
| イ 前歯                              | 65点<br>[71点]       | 70点<br>[73点]       | 74点<br>同上        |
| ロ 小臼歯                             | 65点<br>[71点]       | 70点<br>[73点]       | 74点<br>同上        |
| ハ 大臼歯                             | 65点<br>[71点]       | 70点<br>[73点]       | 74点<br>同上        |

| 材 料 料   | 6年6月               | 6年12月              | 7年6月             |
|---|--------------------|--------------------|------------------|
|   | から                 | から                 | から               |
|   | [6年9               | [7年3               | 7年9月             |
|   | 月から]               | 月から]               | から]              |
| <b>M020 鑄造鉤(1個につき) →425頁</b>                                    |                    |                    |                  |
| [1・2のみ抜粋]   |                    |                    |                  |
| 1 14カラット金合金   |                    |                    |                  |
| (1) 双子鉤   |                    |                    |                  |
| イ 大・小臼歯   | 1,649点<br>[1,871点] | 1,890点<br>[2,045点] | 2,175点<br>2,347点 |
| ロ 犬歯・小臼歯  | 1,341点<br>[1,522点] | 1,537点<br>[1,664点] | 1,770点<br>1,909点 |
| (2) 二腕鉤(レストつき)  |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯   | 1,341点<br>[1,522点] | 1,537点<br>[1,664点] | 1,770点<br>1,909点 |
| ロ 犬歯・小臼歯  | 1,030点<br>[1,169点] | 1,181点<br>[1,278点] | 1,359点<br>1,466点 |
| ハ 前歯(切歯)  | 793点<br>[900点]     | 909点<br>[984点]     | 1,046点<br>1,129点 |
| 2 金銀パラジウム合金(金12%以上)   |                    |                    |                  |
| (1) 双子鉤   |                    |                    |                  |
| イ 大・小臼歯   | 894点<br>[987点]     | 975点<br>[1,047点]   | 1,069点<br>1,116点 |
| ロ 犬歯・小臼歯  | 699点<br>[772点]     | 763点<br>[818点]     | 836点<br>873点     |
| (2) 二腕鉤(レストつき)  |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯   | 614点<br>[677点]     | 669点<br>[718点]     | 734点<br>766点     |
| ロ 犬歯・小臼歯  | 534点<br>[589点]     | 582点<br>[625点]     | 638点<br>666点     |
| ハ 前歯(切歯)  | 495点<br>[546点]     | 540点<br>[579点]     | 592点<br>618点     |
| <b>M021 線鉤(1個につき) →426頁</b>                                     |                    |                    |                  |
| [2のみ抜粋]   |                    |                    |                  |
| 2 14カラット金合金   |                    |                    |                  |
| (1) 双子鉤   |                    |                    |                  |
|   | 780点<br>[884点]     | 893点<br>[965点]     | 1,026点<br>1,107点 |
| (2) 二腕鉤(レストつき)  |                    |                    |                  |
|   | 603点<br>[683点]     | 690点<br>[746点]     | 793点<br>855点     |
| <b>M021-2 コンピネーション鉤(1個につき) →426頁</b>                            |                    |                    |                  |
| [1のみ抜粋]   |                    |                    |                  |
| 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合                  |                    |                    |                  |
| (1) 前歯  | 248点<br>[273点]     | 270点<br>[290点]     | 296点<br>309点     |
| (2) 犬歯・小臼歯  | 267点<br>[294点]     | 291点<br>[312点]     | 319点<br>333点     |
| (3) 大臼歯   | 307点<br>[339点]     | 335点<br>[359点]     | 367点<br>383点     |
| <b>M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →426頁</b>                            |                    |                    |                  |
| [2の(1)・(2)のみ抜粋]   |                    |                    |                  |
| 2 キーパー付き根面板   |                    |                    |                  |
| (根面板の保険医療材料料(1歯につき))<br>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 |                    |                    |                  |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)   |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯   | 614点<br>[677点]     | 669点<br>[718点]     | 733点<br>766点     |
| ロ 小臼歯・前歯  | 449点<br>[495点]     | 490点<br>[526点]     | 537点<br>561点     |
| (2) 銀合金   |                    |                    |                  |
| イ 大臼歯   | 40点<br>[44点]       | 同左下<br>[45点]       | 46点<br>同上        |
| ロ 小臼歯・前歯  | 30点<br>[33点]       | 32点<br>[34点]       | 同左下<br>同上        |
| <b>M023 バー(1個につき) →427頁</b>                                     |                    |                    |                  |
| [1の(1)のみ抜粋]   |                    |                    |                  |
| 1 鑄造バー  |                    |                    |                  |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)   | 1,434点<br>[1,582点] | 1,563点<br>[1,678点] | 1,714点<br>1,789点 |

# 歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和7年9月・社会保険研究所）

その他、以下の告示、通知、事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（令和7年8月13日 厚生労働省告示第223号）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について（令和7年6月30日 保医発0630第3号）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（医療DX推進体制整備加算等の取扱い関係）（令和7年8月7日 保医発0807第2号）【令和7年10月1日適用】
- ・「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について（令和7年8月5日 医薬局総務課事務連絡）
- ・主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて（令和7年8月7日 保険局医療課事務連絡）

※二重下線部は令和7年10月1日適用。

| 頁   | 箇所                 | 現 行  | 改定後   |
|-----|--------------------|--|---|
| 507 | 右段上から7行目後          | <p>※以下の疑義解釈を追加する。</p> <p>○電子処方箋</p> <p>(問) 「疑義解釈資料の送付について(その7)」(平成22年12月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添3の問2において、保険医療機関が適及指定を受け、医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在適及指定申請中のため医療機関コード未記入」等に分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とすることとされているが、電子処方箋管理サービスの運用に当たってはどのようにすればよいか。(令7.8.5 医薬局総務課事務連絡・別添)</p> <p>(答) 処方せんを発行する保険医療機関においては、電子処方箋管理サービス上で、医療機関からの電子処方箋の発行及び処方情報の登録の際に医療機関コードの記録を必須としていることから、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請した承継申請処理が完了するまでの間は、適及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、上記事務連絡と同様に、備考欄に、「現在適及指定申請中のため適及指定申請前の医療機関コードを記入」等が分かるよう記載すること。</p> <p>また、保険薬局においては、調剤結果情報の登録について、発行元医療機関コードを入力する必要があるところ、電子処方箋や処方情報に記録された適及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、医療機関コード欄が空欄の紙の処方せんを受け付けた場合は、地方厚生局のホームページで確認する等により記録すること。</p> |   |
| 574 | 右段下から6行目           | (令6.3.5 保医発0305第13号)   | (令6.3.5 保医発0305第13号)<br>(最終改正;令7.6.30 保医発0630第3号)   |
| 575 | 右段上から12行目          | 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。</u>   | 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u> に供するとともに、 <u>審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。</u>   |
| 613 | 右段上から18行目          | (平18.3.6 厚生労働省告示第107号)<br>(最終改正;令7.5.30 厚生労働省告示第172号)<br><b>※令和7年6月追補による修正後の記述</b>   | (平18.3.6 厚生労働省告示第107号)<br>(最終改正;令7.8.13 厚生労働省告示第223号)   |
| 618 | 左段上から4行目           | レプリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤<br><b>※令和7年6月追補による修正後の記述</b>   | レプリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤  |
| 717 | 上から2行目             | (令6.3.5 保医発0305第5号)<br>(最終改正;令7.2.20 保医発0220第8号)<br><b>※令和7年3月追補による修正後の記述</b>  | (令6.3.5 保医発0305第5号)<br>(最終改正;令7.8.7 保医発0807第2号)   |
| 718 | 左段下から6行目           | 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u> なお、入院基本料等区分があるものについては、 <u>区分も付して通知すること。</u>  | 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u> に供するとともに、 <u>審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u> なお、入院基本料等区分があるものについては、 <u>区分も付すこと。</u>         |
| 723 | 左段下から6行目～右段上から26行目 | <p><b>第1の9 医療DX推進体制整備加算</b></p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準<br/>【中略】</p> <p>(6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合)であって、社会保険診療報</p>  | <p><b>第1の9 医療DX推進体制整備加算</b></p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準<br/>【中略】</p> <p>(6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合)であって、社会保険診療報</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、<u>45%</u>以上であること。</p> <p>(7) (6)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>(8) <b>〔中略〕</b></p> <p>(9) (8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</p> <p>(10) <b>〔中略〕</b></p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで及び(8)から(10)までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>30%</u>以上であること。</p> <p>(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで、(8)及び(9)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>15%</u>以上であること。</p> <p>(3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「<u>15%</u>」とあるのは「<u>12%</u>」とすることができる。</p> <p>(4) (2)について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで((8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の</p> | <p>酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては<u>60%</u>以上であること。</p> <p>(7) (6)について、令和8年3月1日以降においては、「<u>60%</u>」とあるのは「<u>70%</u>」とすること。</p> <p>(8) (6)及び(7)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>(9) <b>〔中略〕</b></p> <p>(10) (9)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</p> <p>(11) <b>〔中略〕</b></p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで及び(9)から(11)までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては<u>40%</u>以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「<u>40%</u>」とあるのは「<u>50%</u>」とすること。</p> <p>(4) (2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで、(9)及び(10)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては<u>25%</u>以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「<u>25%</u>」とあるのは「<u>30%</u>」とすること。</p> <p>(4) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「<u>25%</u>」とあるのは「<u>22%</u>」とすることができる。</p> <p>(5) (3)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和8年3月1日以降においては、「<u>30%</u>」とあるのは「<u>27%</u>」とすることができる。</p> <p>(6) (2)から(5)までについて、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(9)から(11)まで((9)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の</p> |
|--|---|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>45%</u>以上であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>について、医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び<u>(8)</u>から<u>(10)</u>まで (<u>(8)</u>のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>30%</u>以上であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>について、医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)、<u>(8)</u> (ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び<u>(9)</u>の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>15%</u>以上であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ<u>前年</u> (令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、<u>令和7年4月1日から同年9月30日</u>までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「<u>15%</u>」とあるのは「<u>12%</u>」とすることができる。</p> <p><u>(4)</u> <u>(2)</u>について、医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>7 届出に関する事項</p> <p>(1) [中略]</p> <p>(2) 1の(5)については<u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び<u>(10)</u>、2の(1)のうち1の<u>(10)</u>に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び<u>(4)</u>、4の(1)のうち1の<u>(10)</u>に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の<u>(10)</u>に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び<u>(4)</u>については、当該基準を満たしていればよ</p> | <p>3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日</u>までの間においては<u>60%</u>以上であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>については、<u>令和8年3月1日以降</u>においては、「<u>60%</u>」とあるのは「<u>70%</u>」とすること。</p> <p><u>(4)</u> <u>(2)</u>及び<u>(3)</u>について、医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び<u>(9)</u>から<u>(11)</u>まで (<u>(9)</u>のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日</u>までの間においては<u>40%</u>以上であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>について、<u>令和8年3月1日以降</u>においては、「<u>40%</u>」とあるのは「<u>50%</u>」とすること。</p> <p><u>(4)</u> <u>(2)</u>及び<u>(3)</u>について、医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)、<u>(9)</u> (ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び<u>(10)</u>の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日</u>までの間においては<u>25%</u>以上であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>について、<u>令和8年3月1日以降</u>においては、「<u>25%</u>」とあるのは「<u>30%</u>」とすること。</p> <p><u>(4)</u> <u>(2)</u>について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ<u>令和6年1月1日から同年12月31日</u>までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日</u>までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「<u>25%</u>」とあるのは「<u>22%</u>」とすることができる。</p> <p><u>(5)</u> <u>(3)</u>について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ<u>令和6年1月1日から同年12月31日</u>までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、<u>令和8年3月1日以降</u>においては、「<u>30%</u>」とあるのは「<u>27%</u>」とすることができる。</p> <p><u>(6)</u> <u>(2)</u>から<u>(5)</u>までについて、医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>7 届出に関する事項</p> <p>(1) [中略]</p> <p>(2) 1の(5)については<u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び<u>(11)</u>、2の(1)のうち1の<u>(11)</u>に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び<u>(3)</u>、4の(1)のうち1の<u>(11)</u>に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の<u>(11)</u>に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び<u>(3)</u>については、当該基準を満たしていればよ</p> |
|--|--|---|

|     |           |  |  |
|-----|-----------|--|--|
|     |           | <p>く、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) <u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、1の(8)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(5) <u>1の(9)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p><b>※令和6年9月及び令和7年3月追補による修正後の記述</b></p>  | <p>く、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) <u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、1の(9)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p>  |
| 830 | 下から1行目後   | <p><b>※以下の事務連絡を追加する。</b></p> <p><b>〈参考〉主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて</b></p> <p>(令7.8.7 厚生労働省保険局医療課事務連絡)</p> <p>一般病棟等における重症度、医療・看護必要度（以下「必要度」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第5号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示してきたところであるが、令和6年度診療報酬改定において、正当な理由がない場合は必要度Ⅱにより評価を行うこととされ、正当な理由については、「電子カルテシステムを導入していない場合が該当する」とされたところ、必要度Ⅱの評価にあたっては、歯科の入院患者を除くこととされているため、主に歯科の入院患者を受け入れる病棟においては、正しく評価を行うことが困難となっていたため、当該病棟における必要度の評価については、下記の</p> | <p>取扱いとするので、貴管下の医療機関及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。</p> <p>記</p> <p>評価を行う入院患者のうち、歯科の患者の割合が8割以上の病棟における必要度の評価方法については、必要度Ⅰを用いて評価を行って差し支えない。なお、評価の結果が引き続き当該施設基準を満たすとともに、令和7年9月1日までに届出を受理した場合は、令和6年6月1日に遡って算定できるものとする。〔別添は略〕</p> |
| 846 | 上から2行目    | <p>(令6.3.5 保医発 0305 第6号)<br/>(最終改正；令7.2.20 保医発 0220 第8号)</p> <p><b>※令和7年3月追補による修正後の記述</b></p>  | <p>(令6.3.5 保医発 0305 第6号)<br/>(最終改正；令7.8.7 保医発 0807 第2号)</p>  |
| 849 | 右段上から22行目 | <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u></p>  | <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u></p>  |
| 863 | 右段下から5行目  | <p>(2) 1の(5)については<u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) <u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、1の(6)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(4) <u>1の(7)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p><b>※令和7年3月追補による修正後の記述</b></p>  | <p>(2) 1の(5)については<u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) <u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、1の(6)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p>  |